

## 日米F T A交渉に反対する意見書

現在、日米F T A（自由貿易協定）について論議されているが、アメリカの対日輸出全体の約30%を農林水産物が占めており、仮に日米F T Aが締結された場合、競争力のある農林水産物が我が国の市場に大量に流入し、我が国の農林水産業は深刻な事態に陥ることになる。

また、日米F T A交渉の促進は、現にE P A（経済連携協定）交渉が進められているオーストラリアを初め、中国などのアジア・太平洋諸国との経済関係にも大きく影響し、各国からの関税撤廃等の圧力が強まることは必至である。

こうしたことから、日米F T A交渉・締結は、我々の生活から国産の食を失わせるだけでなく、国土・環境保全を初めとする農林水産業が果たしている多面的機能の喪失につながり、我が国の食と農林水産業を支える人々の暮らし、ひいては地域経済にも壊滅的な打撃を与えることが深く憂慮される。

よって、国においては、我が国の農業の持続的な発展はもとより、食料自給率の向上や安定的な農業所得を確保するためにも、日米F T A交渉は行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成21年12月22日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
衆・参両院議長

} あて